

## 目 次

- 1 建設業許可証(大分県)
- 2 産業廃棄物処分業許可証(大分市)  
おおいた優良産廃処理業者認定証 (認定第14号)
- 3 一般廃棄物処分業許可証(大分市)
- 4 産業廃棄物収集運搬業許可証(大分県)
- 5 産業廃棄物収集運搬業許可証(大分市)
- 6 一般廃棄物収集運搬業許可証(大分市)
- 7 産業廃棄物収集運搬業許可証(福岡県)
- 8 産業廃棄物収集運搬業許可証(熊本県)

(株) 大総

由見 真治朗 殿

大分県知事 広瀬 勝 貞



特定 建設業の許可について (通知)

令和 4年 3月 10日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許可番号	大分県知事 許可(特-4) 第 10377 号
許可の有効期間	令和 4年 5月 1日から 令和 9年 4月 30日まで
建設業の種類	
土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業	建築工事業 舗装工事業 塗装工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 3月 31日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)



## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大分県大分市大字片島2995番地の5

氏 名 株式会社大総

代表取締役 由見 真治朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和 4年 3月25日

許可の有効年月日 令和 9年 3月24日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))

### 事業の区分

最終処分(埋立処分)

中間処理(破碎、圧縮・梱包、選別)

### 産業廃棄物の種類

最終処分(埋立処分) : 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上5種類。ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

中間処理(破碎) : 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

中間処理(圧縮・梱包) : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず

中間処理(選別) : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上8種類。ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(以下第2面へ記載)



2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

- (1) 施設の種類：安定型最終処分場  
設置場所：大分市大字廣内字佐土ケ内203番1外7筆  
設置年月日：平成25年9月12日  
処理能力：埋立面積16,980㎡、埋立容量264,793㎥  
許可年月日：平成23年2月28日  
許可番号：大分市指令第3917号  
種類：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- (2) 施設の種類：破碎施設（固定式）  
設置場所：大分市大字廣内字論ケ迫213番1  
設置年月日：平成17年10月20日  
処理能力：16t/日（8時間/日）  
種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
- (3) 施設の種類：破碎施設（固定式）  
設置場所：大分市大字廣内字論ケ迫213番1  
設置年月日：平成14年8月6日  
処理能力：551.2t/日（8時間/日）  
許可年月日：平成14年4月4日  
許可番号：大分市指令清管第128号  
種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- (4) 施設の種類：破碎施設（固定式兼移動式）  
設置場所：大分市大字廣内字論ケ迫213番1  
設置年月日：平成17年10月24日  
処理能力：廃プラスチック類（192t/日）、木くず（224t/日）（全て8時間/日）  
許可年月日：平成17年10月4日  
許可番号：大分市指令第25124号  
種類：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- (5) 施設の種類：破碎施設（固定式兼移動式）  
設置場所：大分市大字廣内字論ケ迫213番1  
設置年月日：平成30年1月25日  
処理能力：96.74t/日（8時間/日）  
許可年月日：平成29年11月17日  
許可番号：大分市指令第3319号  
種類：木くず
- (6) 施設の種類：圧縮・梱包施設  
設置場所：大分市大字廣内字論ケ迫213番1  
設置年月日：平成17年7月25日  
処理能力：576t/日（8時間/日）  
種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず

(以下第3面へ記載)





- (7) 施設の種別：選別施設  
 設置場所：大分市大字廣内字論ヶ迫213番1  
 設置年月日：平成12年5月1日  
 処理能力：800t/日(8時間/日)  
 種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

3. 許可の条件

破砕施設を移動式として使用する場合は、産業廃棄物を排出する現場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年 3月 25日	産業廃棄物処分業許可
平成 7年 3月 31日	産業廃棄物処分業変更許可
平成 9年 3月 25日	産業廃棄物処分業更新許可
平成11年 8月 23日	産業廃棄物処分業変更許可
平成11年10月 15日	産業廃棄物処分業変更許可
平成12年 4月 3日	産業廃棄物処分業変更許可
平成12年 5月 9日	産業廃棄物処分業変更届
平成13年 2月 28日	産業廃棄物処分業変更許可
平成14年 3月 25日	産業廃棄物処分業更新許可
平成14年 4月 16日	産業廃棄物処分業変更届
平成14年11月 21日	産業廃棄物処分業変更許可
平成14年12月 16日	産業廃棄物処分業廃止届
平成15年12月 19日	産業廃棄物処分業変更届
平成16年 1月 21日	産業廃棄物処分業変更許可
平成17年10月 20日	産業廃棄物処分業変更許可
平成18年 1月 24日	産業廃棄物処分業変更許可
平成18年 1月 25日	産業廃棄物処分業変更届
平成19年 2月 26日	産業廃棄物処分業変更届
平成19年 3月 25日	産業廃棄物処分業更新許可
平成20年 8月 19日	産業廃棄物処分業変更届
平成21年 2月 2日	産業廃棄物処分業廃止届
平成21年 3月 5日	産業廃棄物処分業変更許可
平成22年12月 14日	産業廃棄物処分業変更届
平成24年 6月 13日	産業廃棄物処分業更新許可
平成24年 9月 12日	産業廃棄物処分業変更届
平成25年 9月 18日	産業廃棄物処分業変更届
平成26年11月 6日	産業廃棄物処分業廃止届
平成27年 7月 30日	産業廃棄物処分業変更届
平成28年11月 22日	産業廃棄物処分業変更届
平成29年 3月 25日	産業廃棄物処分業更新許可
平成30年 1月 30日	産業廃棄物処分業変更届
令和 3年 8月 6日	産業廃棄物処分業変更届
令和 4年 3月 25日	産業廃棄物処分業更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

(以下余白)

認定第14号

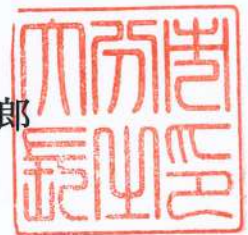
## おおいた優良産廃処理業者認定証

住所 大分県大分市大字片島2995番地の5  
氏名 株式会社大総  
代表取締役 由見 真治朗

大分市おおいた優良産廃処理業者評価制度実施要綱第5条の規定に基づき、認定の基準に適合した産業廃棄物処理業者であることを証する。

令和4年3月25日

大分市長 佐藤 樹一郎



1 産業廃棄物処理業の許可の種類

産業廃棄物処分業

2 認定の有効期間

令和4年3月25日から令和9年3月24日まで

3 認定の更新又は変更の状況

平成30年5月31日 認定  
令和4年3月25日 更新





大分市指令第 5649 号

# 許 可 証

住所 大分県大分市大字片島 2995 番地の 5

氏名 株式会社大総

代表取締役 由見 真治朗

令和 3 年 12 月 21 日付けで申請のあった一般廃棄物処分業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により次のとおり許可する。

令和 4 年 2 月 7 日

大分市長 佐藤 樹一郎



許 可 期 間

令和 4 年 1 月 30 日 から

令和 6 年 1 月 29 日 まで

1. 事業の範囲

事業系ごみ

2. 種類

事業系ごみ(紙くず、繊維くず、木くず)

3. 処分の方法

破碎施設(固定式兼移動式)による木くずの破碎  
破碎施設による紙くず、繊維くず、木くずの破碎  
圧縮梱包施設による紙くず、繊維くず、木くずの圧縮・梱包

4. 処理施設の設備場所  
及び処理能力

裏面に記載

5. 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大分市廃棄物の減量及び適  
正処理に関する条例その他関係法令を遵守すること。

## 処理施設の設備場所及び処理能力

- (1) 種類 : 木くず  
施設の種類 : 破碎施設(固定式兼移動式)  
設置場所 : 大分市大字広内字論ヶ迫213番1  
処理能力 : 96.74t/日(8時間/日)  
設置年月日 : 平成30年1月9日(特例届出受理書交付年月日)
- (2) 種類 : 紙くず、繊維くず、木くず  
施設の種類 : 破碎施設  
設置場所 : 大分市大字広内字論ヶ迫213番1  
処理能力 : 224t/日(8時間/日)  
設置年月日 : 平成18年1月16日
- (3) 種類 : 紙くず、繊維くず、木くず  
施設の種類 : 圧縮・梱包施設  
設置場所 : 大分市大字広内字論ヶ迫213番1  
処理能力 : 288t/日(8時間/日)  
設置年月日 : 平成18年1月16日

(以下余白)



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市大字片島2995番地の5

氏名 株式会社大総

代表取締役 由見 真治朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞



許可の年月日 令和2年6月9日

許可の有効年月日 令和7年6月8日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

## 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん

（以上17種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 含まない：水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年6月9日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成22年9月21日	変更届(株主)
平成22年12月14日	変更届(住所、代表者、役員、運搬施設)
平成24年2月24日	変更届(運搬施設)
平成24年12月18日	変更届(役員)
平成25年2月4日	変更届(運搬施設)
平成25年5月1日	変更届(運搬施設)
平成26年9月26日	変更届(運搬施設)
平成27年4月30日	変更届(株主、事務所、事業場)
平成27年6月3日	変更届(運搬施設)
平成27年6月9日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成28年11月18日	変更届(運搬施設)
平成29年3月3日	変更届(運搬施設)
平成29年9月29日	変更届(運搬施設)
平成29年11月9日	変更届(運搬施設)
平成29年12月11日	変更届(株主)
平成30年3月7日	変更届(運搬施設)
平成30年5月21日	変更届(運搬施設)
平成30年9月19日	変更届(運搬施設)
令和元年5月9日	変更届(運搬施設)
令和元年8月30日	変更届(運搬施設)

以下裏面へ続く

令和2年5月20日  
令和2年6月9日

変更届(大分市における積替え許可の有無)  
産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無 (有)・無  
市名 大分市 許可番号 08810029764
6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
無



許可番号 08810 029764

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市大字片島2995番地の5

氏 名 株式会社 大総  
代表取締役 由見 真治朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

大分市長 佐藤 樹一郎



許可の年月日 平成29年11月17日

許可の有効年月日 平成34年11月16日

### 1. 事業の範囲 (積替え保管行為を含む。)

がれき類、ゴムくず、ガラスくず及び陶磁器くず(全ての管理型産業廃棄物であるものを含む。)、廃プラスチック類(全ての管理型産業廃棄物であるものを含む。)、金属くず(全ての管理型産業廃棄物であるものを含む。)、木くず、汚泥(有機汚泥及び無機汚泥)、燃え殻、ばいじん、紙くず、繊維くず、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物のふん尿、鉱さい

(以上17種類。ただし、水銀含有ばいじん等を含まず、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

所在地 : 大分市大字広内字論ヶ迫213番1  
面積 : 4.21 m<sup>2</sup>  
容量 : 3.98 m<sup>3</sup>  
高さ : 1.0 m  
種類 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず  
(以上3種類。ただし、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

なし

### 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

なし



大分市指令 第 2055 号

# 許 可 証

住所 大分市大字片島2995番地の5

氏名 株式会社大総  
代表取締役 由見 真治朗

令和 3 年 5 月 11 日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和 3 年 6 月 1 日

大分市長 佐藤 樹一郎



許 可 期 間 令和 3 年 6 月 16 日 から  
令和 5 年 6 月 15 日 まで

## 1. 事業の範囲

事業系ごみ、特定家庭用機器廃棄物

## 2. 種類

事業系ごみ  
(紙くず、木くず、繊維くず、その他事業系一般廃棄物)

## 3. 分類

事業系ごみ  
収集運搬  
特定家庭用機器廃棄物  
収集運搬

## 4. 積替え保管

事業系ごみ 無  
特定家庭用機器廃棄物 無

## 5. 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例その他関係法令を遵守すること。
- (2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外は使用しないこと。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分市大字片島2995番地の5

氏 名 株式会社大総  
代表取締役 由見 真治朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3年 9月 26日

許可の有効年月日 令和 8年 9月 25日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）以上17品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 9月26日 更新許可

令和 3年 8月10日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

令和 3年 9月26日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・  無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大分県大分市大字片島2995番地の5

氏名 株式会社大総  
代表取締役 由見 真治朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫

許可の年月日 平成31年1月8日  
(2019年)許可の有効年月日 平成36年1月7日  
(2024年)

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類	(積替え及び保管行為を含まない)		
	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
紙くず	—	—	—
木くず	—	—	—
繊維くず	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—
ゴムくず	—	—	—
金属くず	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—
鋳さい	—	—	—
がれき類	○	—	—
動物のふん尿	—	—	—
ばいじん	—	—	—
燃え殻	—	—	—
汚泥	—	—	—
廃油	—	—	—
廃酸	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—
廃プラスチック類	○	○	—

上記のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の欄に「○」印があるものについては取扱いを含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。  
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成31年（2019年）1月8日付けで新規許可

5. 積替え許可の有無 「無」

(裏面に続く)

(裏面)

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。